令和８年度 大阪市教育委員会事務局指導部
スペシャルサポートルーム支援員（週５日･週３日）
（会計年度任用職員）募集要項

１　募集人数

① 週５日勤務： **２名**

② 週３日勤務： **３名**

※勤務形態の選択は、「受験申込書」の勤務形態欄において、希望する順に「第１希望」「第２希望」のいずれか、又は「なし」を必ず選択すること。

２　業務内容

学校組織の一員として教職員と連携し、主に以下の業務を行う。

① 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）に登校する児童生徒に対する、学級における教育活動への参画及び社会的自立に向けた取組の支援

- ◆ 授業用配付プリントや自習教材を活用した学習支援
- ◆ デジタルドリル及び講義動画を活用した学習支援
- ◆ オンライン授業受講の支援
- ◆ コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付けるための支援（会話・ソーシャルスキルトレーニング等）
- ◆ 教育相談におけるスクールカウンセラー等との連絡
- ◆ 進路指導（多様な進路を実現するための情報提供）の補助

② 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）における活動状況等に関する記録の作成及び報告

③ 教員との情報共有（登校状況や活動状況等の連絡及び報告）

④ 学校と児童生徒の保護者との連携の補助（登校状況や活動状況等に関する連絡など）

上記のほか、校長の指示のもとで行う不登校支援に関する業務。

３　応募資格

(1)以下(a)、(b)のいずれかの要件を満たす者

(a) 教育職員免許状を有する者

(b) 学校やその他の教育機関等において、児童生徒の指導経験を有する者

(2) 校長の指示に従い、他の教職員とコミュニケーションを図りながら職務を遂行できる者

(3)地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第 16 条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)から(3)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。
年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※次の特記事項を確認し、申立書を記載する前に、下記URLから必要な研修を受講してください。
こども性暴力防止法に関する研修動画（標準動画・従事者向け）
URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000689804.html

※特記事項
・本業務へ従事するに当たっては、（令和８年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている。
・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定としている。
・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定している。
・なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合、採用の取り消しを行うこととする。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照

4　任用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで
（注）勤務実績に応じて、2回まで再度の任用がされる場合があります。
（再度の任用の有無については、年度末に決定します）

5　勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

①週 5 日・30 時間(1 日 6 時間勤務)

午前 9 時から午後 3 時 45 分(休憩 45 分含む)

②週 3 日・22.5 時間(1 日 7 時間 30 分勤務)

午前 8 時 30 分から午後 4 時 45 分(休憩 45 分含む)

(注)月曜日から金曜日のうち勤務を割り振らない 2 日を公休日とする。

(2)休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3)勤務場所

①週 5 日：大阪市立の中学校及び義務教育学校（後期）

②週 3 日：大阪市立の小学校及び義務教育学校（前期）

(4)報酬等(1 年目)

報酬(月額)	①週 5 日：176,436 円～222,372 円 ②週 3 日：132,240 円～166,808 円

(注)採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内に決定されます。

(注)上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(注)上記報酬等の他に、通勤手当が支給されます。

(5)休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：①週 5 日：5 日 ②週 3 日：3 日 付与期間：1 月 1 日～3 月 31 日
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇　・育児参加休暇　・育児時間休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・ドナー休暇　・子の看護休暇※1　・短期介護休暇※1　等(※1) 【無給】 ・生理休暇　・妊娠障害休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度（無給)、介護休暇等制度（無給)、病気休暇制度（有給）あり。

（別途取得要件あり）

(注)上記休暇等は、募集時点のものですが、採用時には変更されることがあります。

(6)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険

(7)服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8)その他

受験資格がないこと並びに受験申込書の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6　選考方法

(1) 書類選考（受験申込書等による選考）

(2) 口述(面接)試験

7　選考日及び選考会場

選考日：令和8年12月10日(木曜日)

選考時間：午前9時00分～午後5時00分の間

選考場所：大阪市役所本庁舎

選考日時については、別途通知します。

8　申込方法

以下の(1)から(4)の書類等を角形2号封筒に入れて送付してください。

(1) 受験申込書　　1通

(注)必要事項を記入し、過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

(注)受験申込書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(注)両面印刷をしてください。

(2) 教育職員免許状の写し、または、学校やその他教育機関等での児童生徒への指導経験を有していることを証明できる書類(辞令の写し・在職証明等)　　1通

(3) 申し立て書　　1通

(注)申し立て書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(4) 受験票送付用として長形3号封筒(宛先明記・**320円分切手貼付**：特定記録郵便)　1通

○受付期間

令和８年 11 月 19 日(木曜日)から令和８年 12 月２日(水曜日)午後５時必着

(注) **簡易書留**にて後掲の申込先まで送付してください。

(注) 令和８年 12 月２日(水曜日)は持参による申込受付を行っています。
受付時間は、午前９時 30 分から午後５時までです。

○申込先

〒530－8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号
大阪市教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当(生活指導グループ)
大阪市役所３階
Osaka Metro 御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車　北へ 100m

○結果の発表

選考の結果については面接終了後、2 週間以内に通知します。なお、選考結果については、受験者全員に通知します。(受験者本人以外にはお知らせできません)

○登録合格者について

合格者の他に、若干名を登録合格者（採用予定者）とし、通知します。
登録合格者には、令和８年度中に「スペシャルサポートルーム支援員」の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用についての連絡をします。
（採用を保証するものではありません）
なお、登録合格については、令和９年２月 28 日(日曜日)まで有効とします。

9　その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

10　問合せ先

大阪市教育委員会事務局　指導部　教育活動支援担当(生活指導グループ)
電話番号　06-6208-9174

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと